

IV 情報公開運営審議会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、実施機関がこの条例に定める県民の権利を十分尊重してこの条例を解釈し、運用することを規定しています。そして、実施機関が行政文書の整備や行政文書の閲覧手続等の迅速化など情報公開制度の改善についての重要な施策を立案し、実施する場合には、情報公開運営審議会の意見を聴かなければならないと定めています。情報公開運営審議会は、県民及び学識経験を有する者で構成されていますが、このような運営審議会を設置していることは、神奈川県の制度の大きな特徴です。

平成 21 年度から当審議会は第 14 期となり、情報公開の総合的な推進等に係る条例改正事項についての対応方針等について検討を行いました。この検討を踏まえ、平成 21 年 9 月 24 日に知事に対し中間報告書（資料 3(1)）を、平成 22 年 1 月 13 日に第 14 期報告書（資料 3(2)）を提出しました。

中間報告書には、情報公開条例の改正の方針として、「条例の目的に、広義の情報公開（情報公開請求、情報の公表、情報提供施策、会議の公開等）を総合的に推進することを新たに規定すること」、「新たに章を立て、県民が県政に関する情報を知る手段である、情報の公表、情報提供施策の拡充、会議の公開等について規定すること」、「情報公開の請求権者について『何人も』とすること」等の提言が盛り込まれました。

第 14 期報告書には、情報提供に関する基準を設ける場合の方針として、情報提供の対象、手続、費用負担、情報公開請求との関係等に関する考え方が盛り込まれました。

なお、当審議会は、個人情報保護審議会と統合し、平成 22 年 4 月 1 日から情報公開・個人情報保護審議会として設置することとしました。

第 14 期情報公開運営審議会の開催状況

開催回等	開催日	審議内容等
第 82 回情報公開運営審議会	平成 21 年 4 月 16 日	審議事項及び部会を設け審議することの決定等
第 1 回部会	平成 21 年 4 月 16 日	審議事項の検討
第 2 回部会	平成 21 年 6 月 3 日	審議事項の検討
第 3 回部会	平成 21 年 7 月 22 日	中間報告（素案）の検討
第 83 回情報公開運営審議会	平成 21 年 9 月 7 日	中間報告書（案）の検討等
第 4 回部会	平成 21 年 9 月 7 日	審議事項の検討
第 5 回部会	平成 21 年 10 月 13 日	報告書（素案）の検討
第 84 回情報公開運営審議会	平成 21 年 12 月 21 日	報告書（案）の検討

第 14 期 神奈川県情報公開運営審議会委員名簿

平成 22 年 3 月 31 日現在 (50 音順)

氏 名	現 職	備 考
磯 部 哲	獨協大学准教授	
上 野 賢 美	神奈川県中小企業団体中央会産学連携推進研究会委員長	
川 島 志 保	横浜弁護士会弁護士	
岸 千 明	神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長	
北 村 喜 宣	上智大学教授	
篠 原 慎一郎	神奈川新聞社編集局長	
橋 本 弘	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長	
早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学法科大学院教授	
藤 原 静 雄	筑波大学大学院教授	
三 澤 京 子	神奈川県社会福祉協議会経営者部会委員	
矢 野 裕 美	神奈川県消費者団体連絡会幹事	

任期 平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日